

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03329

研究課題名(和文) 民主的決定の外部にいる存在を包摂する政治的責務論の構築

研究課題名(英文) Political Obligation and Democratic Outsiders

研究代表者

瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50251434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、民主的決定は権威を持つか、持つとすればその根拠は何かという問いを、理論的に検討し解明することにより、民主的決定のいわば外部にいる存在、具体的には外国人・未成年者・受刑者などを視野に入れた政治的責務の正当化論を構築することである。本研究は、ジョセフ・ラズの権威論を詳細に検討し、権威は合理性によって正当化されること、権威の意義は特定化にあることを確認した。その権威理解に基づき、民主的決定が権威を持つのは、民主的決定の手續価値によるのではなく認識価値にあること、このように理解することで、民主的決定手續に参加していない外部者に対しても、民主的決定は権威を持ちうることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民主的な手續を経て決定したことに対して、その決定とは別の意見を持つ者も従うべきか。従うべきだとするならば、その根拠は何か。こうした基本的な問題に対して、本研究は、政治的権威・政治的責務・政治的正統性といった基礎的概念の検討を通じて、民主的決定が正統な権威を持ちうるのは、それが内容的に正しい蓋然性が高いからである、ということを示した。このことから、民主的決定に参加していない人々、具体的には外国人や未成年者、受刑者に対しても、民主的決定は正統な権威を持ちうることを示した。これにより、民主的決定手續の制度設計は、その決定内容が正しくなるようなものにすべきだということが示された。

研究成果の概要(英文)：This research aims to examine the idea of democratic authority by asking whether democratic decisions have legitimate authority to "democratic outsiders" who are not allowed to participate in democratic decision-making procedures, such as aliens, minors, and prisoners. First, this research examines Joseph Raz's account of authority and major objections to it, and then shows that the justification of authority is based on the idea of the rationalization of actions and that the significance of authority lies in the specialization of general aims. Second, this research shows that democratic decisions may have legitimate authority because they have cognitive value rather than procedural value, and therefore they may have legitimate authority to those who have not participated in decision-making processes.

研究分野：法哲学

キーワード：政治的責務 権威 政治的権威 政治的正統性 民主的決定

## 1. 研究開始当初の背景

「自国の悪法に従う義務はあるか」という政治的責務をめぐる問いは、プラトンの対話篇『クリトン』以来、法哲学の根本的アポリアでありつづけてきた。この古典的問題に回答すべく、伝統的な社会契約説が採用する同意論や、共同体論者が提唱する関係的責務論、ロールズが提示する正義の自然義務論など、多彩な理論が展開された。その中で現在注目すべきなのが、民主制の正当化論と関連づけて政治的責務を正当化する理論である。このような民主制と政治的責務の関係をめぐる問いは、元々ソールによって自覚的に問われたものであるが、近時注目すべき研究が続々と公表されている。例えば、国内では、井上達夫(『現代の貧困』2001年)が批判的民主主義論を提唱し、その問題意識を受けて横濱竜也(『遵法責務論』2016年)が議論を展開している。国外でも、クリスチアーノ(Thomas Christiano, *The Constitution of Equality*, 2008) や エストランド(David M. Estlund, *Democratic Authority*, 2009)などが影響力のある議論を展開している。

研究代表者は2003年以来、政治的責務研究に本格的に取り組んできた。これまでに発表した多数の邦語・英語論文を通じて、現在の有力説である関係的責務論・同意論・フェアプレイ論などを批判的に考察してきた。こうした批判的考察を通じて辿り着いたのが、法的状態実現義務論である。その議論は、法的状態を実現する義務を自然義務として位置づけ、同意や関係によって基礎づけられるものとは区別する。遵法義務や政治的責務は、この法的状態自然義務から派生するものとして正当化される。こうした研究の集大成としてまとめたのが『国家の哲学:政治的責務から地球共和国へ』(東京大学出版会, 2017年)である。

以上の研究の過程で残された重要問題として浮上したのが、民主的権威の問題である。民主的権威とは、民主的決定の結果として制定された法が、被治者に対して持つ権威的性格である。民主的決定は被治者に対して遵守されるべき権威を持つのか、持つとすればなぜか、という問いが解決されるべきものとして浮上してきた。しかも、この民主的権威の問題は、研究代表者がこれまで進めてきた政治的責務研究と、それとは別立てで進めてきた説明責任・民主制の研究を統合するものとなっている。

しかしながら、民主的権威の問題は接近するのが極めて難しい問題である。

## 2. 研究の目的

本研究の目標は、民主的決定の外部にいる存在をも視野に入れた政治的責務の正当化論を構築することにある。その目標を達成するためのより具体的な獲得目標として、以下の4点を挙げることができる。

(1) 権威概念の分析 権威に従うことは、自分自身の判断を放棄することであるため、合理性や自律性と矛盾するよう見える。こうした権威のパラドックスに対して、ラズは権威を合理化することで対処しようとする。だがホプズは、権威を合理化することなく、権威のパラドックスを別の形で解決しようとする。こうした権威解釈の対立を手がかりとして、権威概念を厳密に分析し明確化する。

(2) 政治的権威と政治的責務の関連の検討 このようにして明確化された政治的権威が、政治的責務と相関するか否かが従来争われてきた。相関説は、政治的権威と政治的責務は論理的に相関しており、政治的権威を持つ存在に対して人は政治的責務を負うとする。これに対して切断説は、政治的権威と政治的責務は相関しておらず、人が政治的責務を負わない存在も政治的権威でありうるとする。政治的責務の正当化論として法的状態実現義務を基本的義務とする立場が、政治的権威に対していかなる含意を持つかを検討することで、この論争に対して一定の回答を与える。

(3) 民主的権威の根拠の解明 民主的決定は権威を持つか、その根拠は何か、従来争われてきた。主要な対立は、民主的決定の決定内容の正しさに着目するか決定手続の公正さに着目するかであるが、決定内容の正しさとは何か、決定手続の公正さとは何かについても、多様な理解が提示されている。こうした様々な回答を比較検討しつつ、民主的権威の根拠を解明する。

(4) 民主制の外部の政治的責務の解明 <全員で決定したのだから、その決定には全員が従う義務を負う>という議論は一定の説得力を持つが、決定に参加する権限を持たない外国人や未成年者は決定に従う義務を負わないのか、疑問が残る。こうしたいわば民主的決定の外部の問題について、政治的責務論のこれまでの議論蓄積を活用しながら検討し、視座を得る。

## 3. 研究の方法

本研究の研究目的を達成するため、以下のような研究計画・研究方法に基づいて、作業を行った。まず、研究作業を4つに区分した。具体的には、権威概念に関わる議論状況を整理すること、政治的権威と政治的責務の相関性について分析すること、民主的決定が権威を持つ根拠

を解明すること、民主制の外部にいる存在を視野に入れた政治的責務の正当化論を構築することである。初年度の平成 29 年度は と を、平成 30 年度は を中心に研究作業を進めた。最終年度である平成 31 年度（令和元年度）は を中心にして研究作業を進めた。研究方法は関連文献の精査・検討が中心であるが、期間中に開催される国内学会や法哲学・社会哲学国際学会連合の世界大会において研究成果を逐次報告することを通じて、国内外の問題を共有する研究者と有機的に連携して研究を進展させた。

(1) 初年度となる平成 29 年度は、主として二つの作業を行った。

第一は、権威概念の分析である。権威に従うことは、自らの判断を放棄することであるため、一見すると不合理で自律に反するものに見える。こうした権威のパラドックスを解決する議論として、従来強い影響力を持ってきたのが、ラズの権威論である (Joseph Raz, *The Morality of Freedom*, 1986)。単純に言えば、< 権威に従うべきなのは、権威に従うことが合理的だからである > とラズは考える。このラズの立場は、いわば「権威の熟知主義的解釈」である。だが、それが唯一の権威解釈ではない。例えばホプズは、< 権威に従うべきなのは、それが権威だからである > とする。このホプズの立場は、いわば「権威の主意主義的解釈」である。

このように、権威の熟知主義的解釈と権威の主意主義的解釈が基本的対立関係を構成することを手がかりとして、権威という捉えがたい観念を厳密に分析し明確化した。権威のパラドックスが示すように、権威に従うことは理性と自律性という二つの価値と矛盾しうるが、権威の熟知主義的解釈と主意主義的解釈が、この矛盾に対していかなる解決策を与えるかを検討した。

第二は、政治的権威と政治的責務の相関関係の検討である。政治的な決定が権威を持つとして、その決定に従う義務を負うのかという問題について、従来論争が繰り広げられてきた。「相関説」は、政治的権威と政治的責務は論理的に相関しており、いわば裏表の関係にあるとする。すなわち、政治的権威を持つ存在に対して、人は政治的責務を負うとする。Simmons が代表的論者である。これに対して「切断説」は、政治的権威と政治的責務は相関していないとする。すなわち、人が政治的責務を負わない存在も、政治的権威でありうる。Sartorius や Greenawalt が代表的な論者である。この両者に加えて、「折衷説」とでも呼べる見解も提示されている。例えば、Edmundson は、政治的権威に対して服従する義務はないが干渉しない義務はあるという立場を提示している。

この問題の議論状況は相当に錯綜しているため、まずは政治的権威と政治的責務の相関関係がなぜ問われるべき問題となるのかを明確化する。その上で、政治的権威はなぜ必要となるのか、そのような政治的権威が存立するために人はいかなる義務を負うことが必要か、を検討した。

研究方法としては、権威・政治的責務に関連する文献の研究が中心であるが、平成 29 年 7 月にポルトガルリスボンで開催された第 28 回 IVR (法哲学・社会哲学国際学会連合) 世界大会において、政治的正統性のスペシャル・ワークショップを企画・開催し、その時点までに得られた本研究の成果を報告するとともに、政治的責務・政治的権威に研究関心を持つ国際的な研究者と有機的に連携しつつ、研究を進展させた。

(2) 平成 30 年度は、主として二つの作業を行った。

第一に、平成 29 年度に引き続き、権威概念の分析と政治的権威と政治的責務の相関関係の検討を行った。ラズは、権威について三つのテーゼを提出したことで知られている。先制テーゼ、依存テーゼ、通常の正当化テーゼである。問題は、これらの三つのテーゼが正確に何であるか、他の可能的テーゼと比べていかなる点で優れているか、三つのテーゼの相互関係は何であるか、である。こうした問題に対して正確な見通しを得るために、ラズの権威論だけでなく、ラズの権威論に対して向けられた数多くの批判を検討した。

第二に、民主的権威の根拠に関する検討を行った。民主的決定がなぜ権威を持つのかは、従来争われてきた。< 民主的決定は一人の決定よりも正しい蓋然性が高い > というのが、一つの回答である。この回答は、民主的決定の決定内容の正しさに依拠しており、民主的決定手続の持つ認識価値によって民主的権威を説明する。これに対して、< 民主的決定は各人を平等に扱っているので正統性がある > という回答もある。この回答は、民主的決定手続の手続価値によって民主的権威を説明する。こうした二つの主要な理論を比較検討することで、民主的権威の根拠を探究した。

研究方法としては、政治的責務・民主的権威に関連する文献研究が中心であるが、平成 30 年 7 月に京都において、研究代表者が当時支部長を務めていた IVR 日本支部が中心となって第 1 回 IVR-Japan 国際会議を開催し、民主的権威と政治的責務と相関関係について、その時点までに得られた本研究の成果を報告することで、国際的な研究者と有機的に連携しつつ、理論の更なる彫琢を行った。

(3) 本研究計画の最終年度である平成 31 年度（令和元年度）は、二つの作業を行った。

第一に、民主的決定の外部にいる存在を視野に入れた政治的責務の正当化論を構築した。民主制の外部にいる者、具体的には外国人や未成年者や受刑者は、民主的手続に参与していないため、そうした者に対しても民主的決定が権威を持つか、そうした者は政治的責務を負うかが問題になる。この問題に対する回答は、権威とは何か、民主的権威の根拠は何かという問題に対する解答に依存するので、それまでの研究作業を見直しつつ、この民主的決定の外部に関わる問題を検

討していった。

第二に、上述した権威の分析、政治的権威と政治的責務の相関関係の検討、民主的権威の根拠の検討について、更なる理論的進化を図りながら、発展的な問題についても本研究の研究成果をまとめ、公表することに尽力した。

研究方法としては、民主的決定の外部・政治的責務に関連する文献の研究が中心であるが、令和元年7月にスイスのルツェルンで開催された第29回IVR（法哲学・社会哲学国際学会連合）世界大会において、民主的権威のスペシャル・ワークショップを企画・開催し、その時点までに得られた本研究の成果を報告するとともに、政治的責務・政治的権威に研究関心を持つ国際的な研究者と有機的に連携しつつ、研究を進展させた。また、令和元年11月に京都で開催された日本法哲学学会・学術大会において、カント解釈に引き寄せながら、植民地という外部を包摂する世界秩序構想がどのような者でありうるかについて報告を行った。

#### 4. 研究成果

以上で述べたような研究開始当初の背景のもと、民主的決定の外部にいる存在をも視野に入れた政治的責務の正当化論の構築を行うという目的のために、この3年間にわたり研究を遂行することで、以下のような成果を得た。

(1) 権威概念について分析を行うことで、権威の正当化論や権威の意義について一定の知見を得た。まずは、現在影響力のあるラズの権威論を検討した。ラズの権威論はその難解さで知られるが、権威論の出発点に位置する「権威のパラドックス」を明確化することで、ラズの権威論の意義を明確化することを試みた。そのみならず、ラズの権威論を相対化するために、ラズの権威論に対する様々な批判を検討した。それにより、ラズの権威論の限界を明確化しつつ、その理論的意義を厳密に見定めた。結果として、権威は合理化を進展させるものとして正当化されること、権威の意義は抽象的な原理を具体化する点にあるという知見を得た。

(2) 政治的権威と政治的責務の連関について研究を進めた。政治的権威と政治的責務の関係については、政治的権威と政治的責務は論理的に相関しており政治的権威を持つ存在に対して人は政治的責務を負うとする「相関説」と、政治的権威と政治的責務は相関しておらず、人が政治的責務を負わない存在も政治的権威でありうるとする「分離説」が対立している。それぞれの理論とその根拠を精査し、正統性との関連について検討を進めることで、正統な政治的権威が行う指令に対して、人は従う理由を持つという知見を得た。

(3) 権威概念の分析に基づいて、民主的権威について検討を進めた。民主的決定が正統な権威を持つ根拠として、その認識価値を強調する認識民主制論が、昨今有力に主張され始めている。他方で、民主的決定が正統な権威を持つ根拠として、その手続価値を強調する民主制論も有力である。こうした二つの民主制論の理論構造を、権威概念の分析、特に権威一般の正当化問題と関連させながら検討した。結果として、認識民主制論のほうが権威の正当化論と整合的であり優れていることを示した。

(4) 民主的決定の外部にいる存在を視野に入れた政治的責務の正当化論の構築を試みた。特に、民主的決定はその決定に反対した者に対しても権威を持つか、持つとすればその根拠は何かの検討を行った。結果として、民主的外部者に対しても民主的決定は正統な権威を持ちうるが、その根拠は、民主的決定が正答を認識する蓋然性が高いことにあることを示した。したがって、民主的決定の外部者に対しても決定の正統性を主張しようとするのであれば、正答に至りやすくするような手続を整備する必要があることを示した。

(5) 発展的な研究として、民主的権威の根拠を民主的決定の内容的正しさに求める議論が成功するか否かを、くじ引きによる決定や参加と対照させながら検討し、いかなる点で民主的決定がくじ引きより優れているかを示した。また、政治的権威が現在地球上に複数存在し、その境界が地理的に引かれている根拠について、時間的境界や人間的境界と対照させながら検討し、分業の意義を再発見した。同時に、政治的権威の担い手の境界についても検討を加えた。さらに、植民地支配の何が問題でありうるかを、カント解釈に引きつけながら示した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 54
2. 論文標題 相対的応報刑論という二元論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 19-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 22
2. 論文標題 神は国境を引くか？	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 71-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 32
2. 論文標題 なぜくじで決めないのか？	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 169-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 1145
2. 論文標題 偶然に対する態度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 2018
2. 論文標題 法的状態というユートピア 横濱電也会員の書評に回答する	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 133-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 5
2. 論文標題 地球共和国とその実現可能性について 宇野重規氏への応答	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 213-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Defending Drawing Borders
3. 学会等名 第1回 IVR Japan国際会議 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Drawing Borders
3. 学会等名 28th IVR World Congress (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 瀧川裕英
2. 発表標題 カントと「正しい植民地」
3. 学会等名 日本法哲学会・学術大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Democratic Authority and Outsiders
3. 学会等名 29th IVR World Congress（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Democratic Authority and Climate Change
3. 学会等名 4th International Conference on Public Policy（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 宇佐美誠、ヘンリー・シュー、佐野巨、森村進、井上彰、阿部久恵、後藤玲子、瀧川裕英	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 232(185-208)
3. 書名 気候正義（「気候変動下でカントは動物を考慮するか」瀧川裕英）	

1. 著者名 瀧川裕英	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 376
3. 書名 国家の哲学 政治的責務から地球共和国へ	

1. 著者名 加藤友佳・小塚真啓・渡辺智之・浅妻章如・佐藤英明・岩崎政明・岡村忠生・小黒一正・瀧川裕英・田中啓之・吉村典久・斎藤誠・関葉子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 384(251-272)
3. 書名 『現代租税法講座』第2巻(「生計の保障 給付つき税額控除か、負の所得税か、あるいはベーシック・インカムか」瀧川裕英)	

1. 著者名 Hirohide Takikawa et al.	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Franz Steiner Verlag	5. 総ページ数 229(7-14, 59-70)
3. 書名 The Rule of Law and Democracy (Drawing National Boundaries for Global Governance, Hirohide Takikawa)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----